

堺市公報 第39号	平成30年9月28日発行
	発行
堺市公報	堺市(総務局行政部法制文書課)
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

- 堺市財務規則の一部を改正する規則
 - 【財政局財政部財政課】 2
- 堺市民芸術文化ホール条例の施行期日を定める規則
 - 【文化観光局文化部文化課】 3
- 堺市民芸術文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則
 - 【文化観光局文化部文化課】 3
- 堺市生活保護法施行細則の一部を改正する規則
 - 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 17
- 堺市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則
 - 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】 23

<告示>

- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請
 - 【環境局環境保全部環境対策課】 23
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止について
 - 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 29
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について
 - 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 30
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止について
 - 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 31
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止について
 - 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 33
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について
 - 【健康福祉局健康部精神保健課】 34
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について
 - 【健康福祉局健康部精神保健課】 34

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について 【健康福祉局健康部精神保健課】	35
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	36
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【総務局行政部情報化推進課】	38
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【総務局行政部情報化推進課】	39
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	40
○予防接種法に基づく平成30年度インフルエンザ予防接種の実施について 【健康福祉局保健所感染症対策課】	41
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金について 【産業振興局農政部農水産課】	42
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	43
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	44
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	44
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について 【農業委員会事務局】	45

規則

堺市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

堺市規則第85号

堺市財務規則の一部を改正する規則

堺市財務規則（平成19年規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2の13の項中「電算事務に係る業務の委託（調達課で入札執行するものについては、調達課合議不要」を「電算事務に係る業務の委託（調達課で入札執行するものにあっては調達課の合議不要、情報化推進課から仕様書の確認に係る結果通知書の交付を受けているものにあっては行政部及び情報化推進課の合議不要」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

~~~~~

堺市民芸術文化ホール条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

堺市規則第86号

### 堺市民芸術文化ホール条例の施行期日を定める規則

堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号）は、平成30年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次のア及びイに掲げる規定 平成31年7月1日

ア 第14条、第14条の2、第26条から第28条まで及び別表第2の規定

イ 第15条及び第16条の規定（次号又は第3号に該当する場合を除く。）

(2) 第8条、第9条、第15条及び第16条の規定（文化交流室及び多目的室等に係る部分に限る。） 平成31年8月1日

(3) 第8条、第9条、第15条及び第16条の規定（大ホール、小ホール及び大スタジオに係る部分に限る。） 平成32年1月4日

~~~~~

堺市民芸術文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

堺市規則第87号

堺市民芸術ホール条例施行規則の一部を改正する規則

堺市民芸術ホール条例施行規則（平成27年規則第112号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条」を「第29条」に改める。

第2条第2項第1号中「第2火曜日及び第4火曜日」を「第1月曜日及び第3月曜日」に改める。

第3条第1項第1号中「及び文化交流室」を「、文化交流室」に改め、「限る。」の次に「、大ホール特別控室、小ホール小楽屋、小ホール大楽屋及び大スタジオ控室」を加え、同項第2号中「以下「大ホール等」という。」を削り、同条第2項第1号中「大ホール等を」を「大ホール等（大ホール、小ホール、大スタジオ及び文化交流室（大規模使用時に限る。）をいう。以下同じ。）を」に改め、同項第2号中「大ホール」を「大ホール等」に、「前号」を「次のいずれかに該当する催し等で、前号」に改め、「国際的な催し等で、市長が別に定める基準に該当する」を削り、同号に次のように加える。

ア 本市における芸術文化の創造又は振興に寄与すると認められる催し等

イ 国際的又は全国的な規模の会議

第5条第2項中「別に定める基準により」を削る。

第6条第2項中「1月」を「30日」に改める。

第8条第1号中「文化交流室」の次に「、交流・創作ガレリア及び屋上庭園」を加える。

第11条第1項第1号中「3月」を「90日」に改め、同項第2号中「1月」を「60日」に改め、同項第3号中「15日」を「30日」に改める。

第15条第3号及び第16条第2号中「火気（喫煙を含む。）を使用しない」を「火気の使用（喫煙を含む。）をしない」に改める。

第25条を第26条とし、第20条から第24条までを1条ずつ繰り下げ、第19条の次に次の1条を加える。

（施設予約システムを使用する場合の特例）

第20条 施設予約システム（文化施設等の利用関係の調整等管理運営に係る事務について電子計算機を利用して処理する体系をいう。以下同じ。）を用いて行う使用の申請及び許可、許可の変更並びに使用料の減免及び還付に係る手續等については、第3条、第11条第1項、第13条第2項及び第14条第3項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

2 施設予約システムを用いて仮予約（使用の申請前に仮に施設の使用を予約する行為であって、その予約の日の翌日から起算して7日以内に申請を行わなければ、その効力を失うものをいう。以下同じ。）を行う場合における第9条の規定の適用については、当該仮予約を使用の申請とみなす。

附則第1項中「条例の施行の日」を「平成30年12月1日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次のア及びイに掲げる規定 平成31年7月1日

ア 第2条、第21条から第24条まで及び別表第4の規定

イ 第16条及び第17条の規定（次号又は第3号に該当する場合を除く。）

(2) 第10条及び第15条から第18条までの規定（文化交流室、多目的室、小スタジオ、交流・創作ガレリア、2階大ホールホワイエ及び屋上庭園に係る部分に限る。） 平成31年8月1日

(3) 第10条及び第15条から第18条までの規定（大ホール、小ホール及び大スタジオに係る部分に限る。） 平成32年1月4日

別表第1第1項の表中

	「		」
		400	
		100	
		200	
		200	
		1,000	
		1,100	
		500	

改め、同表の備考を次のように定める。

備考

1 この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び第2条第2項第2号の日をいう。

2 大ホールの使用料は、入場料として徴収すべき額が複数あるときは、そのうちの最も高い額が該当する種別を適用する。

別表第2を次のように改める。

（次のよう 別記）

別表第3中「3月」を「90日」に、「1月」を「60日」に、「15日」を「30日」に改める。

別表第4中「第21条関係」を「第22条関係」に改める。

様式第1号（甲）中「ご確認」を「御確認」に改める。

様式第1号（乙）中「ご確認」を「御確認」に改める。

様式第2号中「ご確認」を「御確認」に改める。

様式第3号の裏面中「ご確認」を「御確認」に改める。

様式第4号（甲）及び様式第4号（乙）中「火気（喫煙を含む。）を使用しない」を「火気の使用（喫煙を含む。）をしない」に改める。

様式第8号中「ご指示」を「御指示」に改める。

様式第9号中「第24条関係」を「第25条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第2（第12条関係）

1 附属設備セット使用料

(単位 円)

区分 種別	品名	数量	使用料	備考
舞台設備 セット	オーケストラAセット 椅子50脚未満 譜面台50台未満 指揮台1式	1式	4,000	
	オーケストラBセット 椅子50脚以上 譜面台50台以上 指揮台1式	1式	6,500	
	譜面灯Aセット 譜面灯50台未満	1式	4,000	
	譜面灯Bセット 譜面灯50台以上	1式	6,000	
	仮設花道セット 仮設花道 仮設鳥屋囲	1式	10,000	
	所作台セットA 所作台25枚未満	1式	6,500	
	所作台セットB 所作台25枚以上	1式	10,000	
	もうせんセット もうせん8枚以上	1式	1,500	
	平台、スチールデッキセット 平台10枚 スチールデッキ10台 スチールデッキ足	1式	1,500	(1) 平台及びスチール デッキについては、 それぞれの数量の合 計が10以下の範囲

	箱馬 開き足 木台			内で使用すること ができる。 (2) スチールデッキ 足、箱馬、開き足及 び木台については、 必要数分
	バレエセットA バレエマット10枚未満 レッスンバー1式	1式	4,000	
	バレエセットB バレエマット10枚以上 レッスンバー1式	1式	6,000	
	講演会セット 演台1台 花台1台 司会台1台 国旗1枚 市旗1枚 長机 椅子	1式	2,000	長机及び椅子につい ては、必要数分
	小ホール張り出しセット スチールデッキ 埋め台等必要部材1式	1式	3,000	
照明設 備セッ ト	大ホールAセット（合計80 キロワット以下） 凸フレネル エリスピオイダル ペーライト 2灯ミニブル	1式	13,000	セットに含まれるそ れぞれの設備につい ては、必要な数分とす る。この場合におい て、80キロワットを超 過するときは、1キロ ワットにつき300円を 使用料に加算するも のとする。

	大ホールBセット（合計80キロワットを超過し、280キロワット以下である場合） 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル ホリゾントライト	1式	40,000	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、280キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。
	大ホールCセット（合計280キロワットを超過する場合） 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル ホリゾントライト	1式	65,000	
	小ホールAセット（合計25キロワット以下） 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル	1式	4,000	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、25キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。
	小ホールBセット（合計25キロワットを超過し、75キロワット以下である場合） 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル ホリゾントライト	1式	15,000	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、75キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。

	小ホールCセット（合計75キロワットを超過する場合） 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル ホリゾントライト	1式	26,000	
	大スタジオセット（合計10キロワット以下） 凸フレネル エリスポイダル パーライト 2灯ミニブル	1式	2,800	セットに含まれるそれぞれの設備については、必要な数分とする。この場合において、10キロワットを超過するときは、1キロワットにつき300円を使用料に加算するものとする。
音響設備セット	大ホールAセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 録音・再生機器1台	1式	15,000	
	大ホールBセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 移動式スピーカー2式 録音・再生機器2台 周辺機器2台	1式	24,000	
	小ホールAセット 主調整卓1台 常設スピーカー1式 録音・再生機器1台	1式	10,000	

小ホールBセット 主調整卓 1台 常設スピーカー 1式 移動式スピーカー 2式 録音・再生機器 2台 周辺機器 2台	1式	15,000	
大スタジオセット 主調整卓 1 常設スピーカー 1式	1式	3,000	

2 附属設備使用料

(単位 円)

区分 種別	品名等		数量	使用料	備考
舞台設備	大ホール	音響反射板	1式	10,000	椅子10脚、譜面台10台、譜面灯10台及び指揮台1式を含む。
		オーケストラピット	1式	5,000	
		びょうぶ	1双	2,000	
		もうせん	1枚	200	
		じがすり	1枚	5,000	
		ドライアイスマシン	1台	2,000	
		しゃ幕	1枚	2,000	
		スクリーン	1枚	2,000	
		文字幕	1枚	2,000	

		袖幕	1枚	2,000	
		大黒幕	1枚	2,000	
		仮設電源	1カ所	1,000	
		持込機材電源	1キロワット	300	
小ホール	びょうぶ	1双		2,000	
	もうせん	1枚		200	
	じがすり	1枚		3,000	
	ドライアイスマシン	1台		2,000	
	定式幕	1枚		1,000	
	しゃ幕	1枚		1,000	
	スクリーン	1枚		1,000	
	文字幕	1枚		1,000	
	袖幕	1枚		1,000	
	大黒幕	1枚		1,000	
	仮設電源	1カ所		1,000	
	持込機材電源	1キロワット		300	
大ホール、 小ホール、 大スタジ オ共通	ピアノ（スタイ ンウェイ）	1台		12,000	
	ピアノ（ファツ ィオリ）	1台		12,000	
	ピアノ（ヤマハ）	1台		8,000	
照明設備	大ホール、凸フレネル(500	1台		200	

小ホール、 大スタジ オ共通	ワット)			
	凸フレネル（1 キロワット）	1台	280	
	凸フレネル（1.5 キロワット）	1台	400	
	エリスポイダル	1台	480	
	ペーライト	1台	400	
	エフェクトマシ ン	1台	1,000	
	波マシン	1台	520	
	ミラーボール	1台	1,000	
	2灯ミニブル	1台	520	
	星球	1台	1,400	
	クセノンピン (700ワット)	1台	1,000	
	クセノンピン (1キロワッ ト)	1台	1,500	
	クセノンピン (3キロワッ ト)	1台	3,000	
	L E Dエリスボ イダル	1台	600	
	L E Dウォシュ ライト	1台	600	

		ムービングライ ト	1台	2,000	
		移動ムービング 卓	1台	3,000	
		ロアーホリゾン ライト	1台	520	
		スモークマシ ン	1式	3,000	
		持込電源使用料	1キロワ ット	300	
音響設備	大ホール	3点吊りマイク 装置	1式	2,500	
	大ホール、録音・再生機器	1台		2,000	
	小ホール、 大スタジ オ共通	周辺機器類	1台	1,000	
		移動スピーカー セットA	1式	3,000	1対向（アンプ等 を含む。）
		移動スピーカー セットB	1式	8,000	1対向（アンプ等 を含む。）
		移動卓A	1式	3,000	
		移動卓B	1台	10,000	
		入出力ラックA	1台	1,000	
		入出力ラックB	1台	2,000	
		パワーアンプ	1台	2,000	
		指揮者モニタ用 カメラ	1台	3,000	
		モニタT V	1台	1,000	
		移動式簡易音響	1式	2,000	

		セット			
		持込機材電源 (3キロワット 以下)	1式	900	
		持込機材電源 (15キロワット 以下)	1式	4,500	
		持込機材電源 (30キロワット 以下)	1式	9,000	
		持込機材電源 (30キロワッ トを超過する 場合)	1式	30,000	
映像設備	大ホール	プロジェクター	1台	10,000	
	小ホール、 大スタジ オ	プロジェクター	1台	2,000	
小スタジオ	譜面台		1台1時 間につき	50	
多目的室	プロジェクター		1台1時 間につき	500	
	スクリーン		1台1時 間につき	300	
文化交流室	プロジェクター		1台1時 間につき	500	
	スクリーン		1台1時 間につき	300	

	展示用スポットライト	1台1日 につき	50	
交流・創作ガ レリア	展示用スポットライト	1台1日 につき	50	
屋上庭園	照明セット(パーライト4 台)	1式1日 につき	1,000	
	持込電源使用料	1キロワ ット	300	
共通備品	ピアノ(セミコン)	1台	3,000	
	ポータブルスピーカーセ ット スピーカー2台 有線マイク1台 無線マイク1台 送信機1台	1式1時 間につき	300	
	有線マイク	1台1時 間につき	100	
	無線マイク	1台1時 間につき	100	
	譜面台(折り畳み式)	1台1時 間につき	50	
	ポータブルステージ(4 台)	1式1日 につき	4,000	
	CDプレイヤー	1台1日 につき	100	
	ブルーレイディスクプレ イヤー	1台1日 につき	200	

	展示台	1台1日 につき	1,000	
	展示パネル	1枚1日 につき	100	

- 3 前2項の表の使用料は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに1回として計算する。
- 4 許可を得て、前項に規定する1回の使用区分を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間につき使用料の3割に相当する額を徴収する。
- 5 舞台、照明、音響等について、技術等を要する設備の設置等を行うときは、別途実費を徴収する。
- 6 その他第1項の表及び第2項の表において使用料を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。



堺市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

堺市規則第88号

堺市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

堺市生活保護法施行細則（平成8年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「様式第9条（乙）」を「様式第9号（乙）」に改める。

第3条第1項中「保護変更申請書（生業費・就職支度費・技能習得費）」を「保護変更申請書（生業費・就職支度費・技能修得費）」に改める。

第7条中「指導（指示）書」を「、指導（指示）書」に改める。

第20条を第22条とし、第19条の次に次の2条を加える。

（進学準備給付金の支給の申請）

第20条 省令第18条の9第1項の規定による申請をしようとする者は、進学準備給付金支給申請書（様式第37号）を保健福祉総合センター所長に提出しなければならない。

（進学準備給付金の支給の決定の通知）

第21条 法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給の決定に係る通知は、進学準備給付金支給（不支給）決定通知書（様式第38号）により行うものとする。

様式目次10（乙の8）の項中「保護変更申請書（生業費・就職支度費・技能習得費）」を「保護変更申請書（生業費・就職支度費・技能修得費）」に改める。

様式目次に次のように加える。

37	進学準備給付金支給申請書	20		
38	進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	21		

様式第18号（甲の1）を次のように改める。

（次のように別記）

様式第18号（甲の2）中「堺市 保健福祉総合センター所長」を「堺市 保健福祉総合センター所長 印」に、「以内に」を「以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り」に改める。

様式第18号（乙）を次のように改める。

（次のように別記）

様式第19号（甲）中「堺市 保健福祉総合センター所長」を「堺市 保健福祉総合センター所長 印」に、「付」を「付け」に、「以内に」を「以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り」に改める。

様式第19号（乙）中「堺市 保健福祉総合センター所長」を「堺市 保健福祉総合センター所長 印」に、「以内に」を「以内の間（この決定があった日から1年を超えること

ができません。)に限り」に改める。

様式第36号中「以内に」を「以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

(次の2様式 別記)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の堺市生活保護法施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市生活保護法施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第18号(甲の1)(第5条関係)

様

年 月 日

堺市 保健福祉総合センター所長 団

保護決定(変更)通知書

生活保護法による保護を次のとおり したので通知します。

1 保護の種類及び支給額

月 分 扶 助 額 (A) - (B)	生 活 扶 助 円	住 宅 扶 助 円	教 育 扶 助 円	合 計 円	本人支払額 円		
最 低 生 活 費 (A)	生 活 扶 助				住 宅 扶 助 円	教 育 扶 助 円	合 計 円
個人毎の収入 充 当 額 合 計 (B)	収 入 額 円	過 払 充 当 額 円	合 計 円				
今回は日割計算などにより次の金額を支払います。							
扶助額及び 保護の種類	生 活 扶 助 円	住 宅 扶 助 円	教 育 扶 助 円	合 計 (今 回 の 支 給 額) 円	本人支払額 円		
月 分							
月 分							
月 分							
月 分							
別途送金額		施設事務費		円	円		

2 保護費支給日と支払場所

支 給 日 年 月 日

支 払 方 法

3 保護の変更の時期

年 月 日

4 保護を変更した理由

5 この決定通知書が申請受理後14日を経過した理由

(備考)

- 1 学校給食費は、別途校長に支払います。
 - 2 医療費本人支払額は、診療を受ける病院、診療所等の窓口で支払ってください。
- (教示)
- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があつた日から1年を超えることができません。）に限り、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
 - 2 この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があつた日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。
 - 3 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第18号(乙)(第5条関係)

年 月 生活保護受給証

氏名	性別	生年月日

様

堺市 保健福祉総合センター所長

【生活保護受給証の利用方法について】

日曜・休日・夜間等保健福祉総合センター執務時間外で

(1) 急病により医者にかかりたいとき、この受給証を病院に提示すれば、生活保護として取扱いをしてくれます。

(2) 家族の方が死亡した場合、この受給証を葬祭店に提示すれば、堺市立斎場では生活保護として火葬場使用料の減額の取扱いをしてくれます。

(注意)

この受給証は毎月送付されますので、必ず当該月の受給証を提示してください。この受給証を利用して医療機関を受診したときは、速やかに保健福祉総合センターに連絡してください(原則として利用できるのは堺市内の指定医療機関に限ります。)。また、この受給証を利用して火葬場使用料の減額を受けたとき、及び葬祭扶助の申請をしたいときは、速やかに保健福祉総合センターに連絡又は相談をしてください。

この受給証の利用は日曜・休日・夜間等、保健福祉総合センター執務時間外に限られますので、それ以外の場合は従来どおり速やかに保健福祉総合センターで手続をしてください。また、この受給証は他人に譲ったり、貸したりしないでください。

年 月 日

堺市 保健福祉総合センター所長

保 護 決 定 通 知 書

年 月 日 からの保護の程度を通知します。

1 保護の種類及び支給額

月分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	合計	本人支払額	その他扶助額
扶助額 (A)-(B)	円	円	円	円	円	円

最低生活費 (A)	生活扶助					住宅扶助	教育扶助	合計
	ア 基準額	イ 加算額	ウ介護保険料加算	エ冬季加算 (11月~3月のみ)	オ期末一時扶助 (12月のみ)			
	円	円	円	円	円	円	円	円

収入充当額 (B)	収入額	過払充当額	合計
	円	円	円

扶助額及び保護の種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	合計(今回の支給額)	本人支払額
月分	円	円	円	円	円
月分	円	円	円	円	円
月分	円	円	円	円	円
月分	円	円	円	円	円

今回支給額 円

2 保護費支給日

支給日

3 支払先内訳

4 変更の理由

(備考)

1 学校給食費は、別途校長に支払います。

2 医療費本人支払額は、診療を受ける病院、診療所等の窓口で支払ってください。

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、大阪府知事に対して審査請求することができます。
- この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。

様式第37号（第20条関係）

進学準備給付金支給申請書

年 月 日

堺市 保健福祉総合センター所長 殿
 申請者 住所又は居所
 (大学等に進学する者) 氏名 印

進学準備給付金の支給について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 世帯主の氏名 _____

2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 進学先
学校名 _____

4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）

- 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
 居住（予定）地 _____

5 関係書類

- (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、次のいずれか
 ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
 ・入学金延納（進学後に納付することをいう。）を申請した書類の写し
 ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 (3) その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限ります。）

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
 （該当する金融機関の種類に○をしてください。）

支店（名称） _____ 支店（ゆうちょ銀行以外）

(記号)

--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行）

預金種類 普通預金 当座預金
 （該当する□にチェックを入れてください。）

口座番号

--	--	--	--	--	--

 (右につめて記載してください。)

(カナ)

口座名義人 _____

※ 上記の支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

様式第38号（第21条関係）

様

年 月 日

堺市 保健福祉総合センター所長 印

進学準備給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給の可否

2 （進学準備給付金を支給する場合）：支給額、支給日及び支給方法

支給額 円

支給日 年 月 日

支給方法

3 （不支給の場合）：その理由

4 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

（備考）

進学準備給付金には、所得税及び個人住民税は課されません。

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、大阪府知事に対して審査請求することができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、審査請求の裁決を経なくとも取消しを求める訴えを提起することができます。

堺市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

堺市規則第89号

堺市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

堺市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年規則第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成27年政令40号」を「平成27年政令第40号」に改める。

第4条中「第20条」を「第20条第1項」に、「第10条第2項」を「第16条第2項」に改める。

第7条中「第10条第3項」を「第16条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

告 示

堺市告示第324号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪市旭区森小路1丁目2番27号

株式会社大洋工作所 代表取締役 辻 克之

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

堺市西区石津西町11番地

株式会社大洋工作所 堀工場

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1 第66号 電気めっき施設 1基

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

別表1のとおり

エ 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間

別表1のとおり

オ 使用時間の季節的変動

別表1のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

別表1のとおり

キ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 使用開始年月日

別表2のとおり

イ 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

ウ 使用時間の間隔、1日当たりの使用時間及び使用時間の季節的変動

別表2のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

別表2のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成30年9月28日から同年10月19日まで

(2) 場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堀市役所高層館4階

堺市環境局環境保全部環境対策課

別表1

種類	66号 電気めつき施設 1基(No.40)			
能力	180バレル/日チップ、5400万個/日、30万個/バレル			
工事着手予定年月日	許可後すぐ			
工事完成予定年月日	着手後1ヶ月			
使用開始予定年月日	完成後すぐ			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時から8時まで、24時間			
使用時間の季節的変動	特になし			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常	最大
	水素イオン濃度	-	6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量	mg/l	25	44
	化学的酸素要求量	mg/l	28	45
	浮遊物質量	mg/l	12	25
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	—	—
	窒素含有量	mg/l	24	35
	燐含有量	mg/l	—	—
	銅含有量	mg/l	1.2	1.4
	溶解性鉄含有量	mg/l	1.2	2.0
ほう素及びその化合物		mg/l	7	10
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量		m ³ /日	48.0	60.0

別表2

使用開始年月日	平成3年3月16日					
種類	No.2 排水処理施設					
構造	FRP、鋼板、ステンレス製					
能力	840 m ³ /日					
汚水等の処理の方法	酸化反応 凝集沈殿 砂ろ過 活性炭					
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時から8時まで、24時間					
使用時間の季節的変動	なし					
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	単位	通常	最大		
			処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度	—	3~5	6~8	3~5	6~8
	生物化学的酸素要求量	mg/l	13.6	6.7	23.9	13
	化学的酸素要求量	mg/l	14.2	7.5	24.3	13.9
	浮遊物質量	mg/l	6.5	2.2	13.8	8.2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	0.15	0.09	0.39	0.24
	窒素含有量	mg/l	12.1	12.1	18	18
	燐含有量	mg/l	0.1	0.1	0.2	0.2
	銅含有量	mg/l	38.1	1.9	54	2.4
	溶解性鉄含有量	mg/l	1.43	0.25	2.07	0.4
	ふつ素及びその化合物	mg/l	N.D.	N.D.	0.01	0.01
	ほう素及びその化合物	mg/l	6.8	6.8	9.8	9.8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	4.1	4.1	10.4	10.4	
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量	m ³ /日	627.0		711.7		

別表3

排水口名		No.1	
項目	単位	通常	最大
水素イオン濃度	-	6~8	6~8
生物化学的酸素要求量	mg/l	7	14
化学的酸素要求量	mg/l	7.6	14
浮遊物質量	mg/l	4	10
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	N.D.	N.D.
窒素含有量	mg/l	10	15
燐含有量	mg/l	N.D.	N.D.
銅含有量	mg/l	1.7	2.2
溶解性鉄含有量	mg/l	0.2	0.3
ふつ素及びその化合物	mg/l	N.D.	N.D.
ほう素及びその化合物	mg/l	6.4	9.4
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	3.1	8.2
排出水の量	m ³ /日	804.4	910

堺市告示第325号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅介護支援事業者の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2770106488
事業所名称	F C プランセンター南大阪
事業所所在地	堺市東区日置荘西町三丁19-5 リバティー初芝103号
指定の申請者	株式会社T・Dreams
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区百舌鳥西之町三丁529番地
代表者名	丸山 江利子
廃止年月日	平成30年4月30日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776501773
事業所名称	こころね
事業所所在地	堺市北区新金岡町五丁9番116号
指定の申請者	一般社団法人日本福祉会
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区新金岡町五丁9番116号
代表者名	田中 由勝
廃止年月日	平成30年4月30日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776501187
事業所名称	ライフケアプランセンター
事業所所在地	堺市北区長曾根町2213番地1 街路ビル
指定の申請者	株式会社ライフ・サポート・コミュニケーションズ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区長曾根町2213番地1 街路ビル
代表者名	木村 安規子
廃止年月日	平成30年5月31日
サービスの種類	居宅介護支援

堺市告示第326号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2776003226
事業所名称	らびっとケアセンター
事業所所在地	堺市堺区今池町二丁7-7
指定の申請者	株式会社ラビット
主たる事務所の所在地	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町二丁46-2
代表者名	矢野 和範
廃止年月日	平成30年4月30日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776102275
事業所名称	さいせいヘルパーステーション
事業所所在地	堺市中区深井中町2010番地13
指定の申請者	株式会社イムラ
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区深井中町2010番地13
代表者名	井村 憲市
廃止年月日	平成30年4月30日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2766490086
事業所名称	あいあい訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市南区豊田1219番1
指定の申請者	株式会社ジューク・MJK
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区晴美台二丁19番2号
代表者名	小坂 ミホ子

廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766490086
事業所名称	あいあい訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市南区豊田1219番1
指定の申請者	株式会社ジューク・MJK
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区晴美台二丁19番2号
代表者名	小坂 ミホ子
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	2766190314
事業所名称	絆訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市中区新家町499番地1
指定の申請者	株式会社絆
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区新家町499番地1
代表者名	山本 歩
廃止年月日	平成30年4月30日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776301786
事業所名称	介護ショップKPG
事業所所在地	堺市西区鳳南町五丁600-1
指定の申請者	株式会社泉州保健医薬研究所
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区高砂町四丁109-3
代表者名	森本 泰行
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	福祉用具貸与

堺市告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、次のように指定介護予防サービス事業者の廃止の届出があつたので、同法第115条の10第2

号の規定により告示する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

介護保険事業所番号	2766490086
事業所名称	あいあい訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市南区豊田1219番1
指定の申請者	株式会社ジューク・MJK
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区晴美台二丁19番2号
代表者名	小坂ミホ子
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2766490086
事業所名称	あいあい訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市南区豊田1219番1
指定の申請者	株式会社ジューク・MJK
主たる事務所の所在地	大阪府堺市南区晴美台二丁19番2号
代表者名	小坂ミホ子
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	介護予防居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	2766190314
事業所名称	絆訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市中区新家町499番地1
指定の申請者	株式会社絆
主たる事務所の所在地	大阪府堺市中区新家町499番地1
代表者名	山本歩
廃止年月日	平成30年4月30日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2776301786
事業所名称	介護ショップKPG
事業所所在地	堺市西区鳳南町五丁600-1

指定の申請者	株式会社泉州保健医薬研究所
主たる事務所の所在地	大阪府堺市堺区高砂町四丁109-3
代表者名	森本 泰行
廃止年月日	平成30年3月31日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

~~~~~  
堺市告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、次のとおり指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776400406        |
| 事業所名称      | 豊田デイサービスセンターあいあい  |
| 事業所所在地     | 堺市南区豊田1219番1      |
| 指定の申請者     | 株式会社ジューク・MJK      |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市南区晴美台二丁19番2号 |
| 代表者名       | 小坂 ミホ子            |
| 廃止年月日      | 平成30年3月31日        |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護         |

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2776301588                       |
| 事業所名称      | やすらぎの介護シャローム浜寺 シャロームリハビリステーション浜寺 |
| 事業所所在地     | 堺市西区浜寺元町四丁461番地1                 |
| 指定の申請者     | シャローム株式会社                        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府堺市堺区大仙中町6番24号                 |
| 代表者名       | 俣木 泰三                            |
| 廃止年月日      | 平成30年4月30日                       |
| サービスの種類    | 地域密着型通所介護                        |

## 堺市告示第329号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

| 医療機関名          | 医療機関所在地                                 | 種別   | 指定年月日     |
|----------------|-----------------------------------------|------|-----------|
| 回心堂薬局          | 堺市堺区栄橋町2-1-27                           | 薬局   | 平成30年8月1日 |
| アップル薬局         | 堺市西区津久野町1-20-7<br>津久野モンテーノビルディング<br>102 | 薬局   | 平成30年8月1日 |
| スマイル薬局 大社前店    | 堺市西区鳳中町2-31 グリーンオオトリ                    | 薬局   | 平成30年8月1日 |
| スマイル薬局 凤駅前店    | 堺市西区鳳東町1-65-2 平兵衛ビル1階B室                 | 薬局   | 平成30年8月1日 |
| スギ薬局 北野田店      | 堺市東区丈六183-18 ダイエー北野田店1階                 | 薬局   | 平成30年9月1日 |
| AIN薬局 堀南店      | 堺市南区原山台2-7-1                            | 薬局   | 平成30年9月1日 |
| プラス薬局          | 堺市北区中百舌鳥町4-77                           | 薬局   | 平成30年9月1日 |
| 訪問看護ステーションWill | 堺市美原区丹上395-3-104                        | 訪問看護 | 平成30年9月1日 |

## 堺市告示第330号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

| 医療機関名          | 医療機関所在地                      | 種別     | 更新年月日      |
|----------------|------------------------------|--------|------------|
| 南堺病院           | 堺市中区大野芝町292                  | 病院・診療所 | 平成30年10月1日 |
| みみはらファミリークリニック | 堺市北区蔵前町3-5-47                | 病院・診療所 | 平成30年10月1日 |
| イズミ薬局 諏訪森店     | 堺市西区浜寺諏訪森町東3-371-1           | 薬局     | 平成30年10月1日 |
| 新金岡薬局          | 堺市北区新金岡町5-3-101 新金岡グリーンハイツ1階 | 薬局     | 平成30年10月1日 |

堺市告示第331号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

| 区分  | 医療機関名                      | 医療機関所在地        | 種別     | 変更年月日     |
|-----|----------------------------|----------------|--------|-----------|
| 変更前 | 独立行政法人 国立病院機構 近畿中央胸部疾患センター | 堺市北区長曾根町1180番地 | 病院・診療所 | 平成30年9月1日 |

|     |                                   |                    |        |  |
|-----|-----------------------------------|--------------------|--------|--|
| 変更後 | 独立行政法人 国立病院<br>機構 近畿中央呼吸器セ<br>ンター | 堺市北区長曾根町<br>1180番地 | 病院・診療所 |  |
|-----|-----------------------------------|--------------------|--------|--|

~~~~~  
堺市告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
豊田14号線	南区桃山台1丁23番20地先	旧	2.40 4.40	34.40	(ト0081)
	南区豊田368番6地先	新	4.00 5.40	34.40	

公 告

堺市公告第604号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量
第二期情報システム統合基盤機器賃貸借（リース）に関する契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市堺区南瓦町3番1号
総務局行政部情報化推進課
- 3 隨意契約の相手方を決定した日
平成30年8月1日
- 4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
受注者
西日本電信電話株式会社 大阪支店
取締役大阪支店長 岸本 照之
大阪市都島区東野田町4丁目15番82号
賃貸人
富士通リース株式会社 関西支店
支店長 豊田 彰久
大阪市中央区城見2丁目2番53号
- 5 隨意契約に係る契約金額
¥15,163,200-（月額当たりの税込単価）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約による理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の2第1項第8号

~~~~~

堺市公告第605号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

## 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

住民情報系クライアントパソコン等機器賃貸借（リース）[H30]に関する契約 一式

## 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号

総務局行政部情報化推進課

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年9月1日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通リース株式会社 関西支店

支店長 豊田 彰久

大阪市中央区城見2丁目2番53号

## 5 随意契約に係る契約金額

¥1,113,480-（月額当たりの税込単価）

## 6 契約の相手方を決定した手続

## 随意契約

## 7 随意契約による理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

~~~~~

堺市公告第606号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

重金属固定用高分子キレート薬剤（平成30年度下半期分）（年間単価契約）
集じん灰処理予定量3,000,000kg×薬剤添加率

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市堺区南瓦町3番1号
財政局契約部調達課

3 落札者を決定した日

平成30年9月10日

4 落札者の氏名及び住所

有限会社丸井通商
取締役 西山碧
大阪府堺市東区白鷺町一丁18番7号

5 落札金額

¥30,034,800-（取引に係る消費税等を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成30年7月25日

~~~~~

## 堺市公告第607号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

1 予防接種の種類 インフルエンザ

2 予防接種の対象者の範囲

本市の区域内に住所を有し、かつ、接種日現在において次の(1)又は(2)に該当する者

(1) 65歳以上の者

(2) 60歳以上65歳未満の者のうち心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害を有し、その障害が1級程度の者

3 実施期間 平成30年10月21日から平成31年1月31日まで

4 実施場所 保健所長が指定する場所

5 自己負担金 1,500円

6 自己負担金免除対象者

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯に属する者

(2) 市民税非課税世帯に属する者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯に属する者

(4) 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に基づき、堺市にお

いて認定を受けている者

7 接種不適当者（接種を受けることが適当でない者）

- (1) 明らかに発熱している者(通常は37.0°C以上をさす。)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者(急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。)
- (3) インフルエンザワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことのある者
- (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者
- (5) 全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者及び過去に免疫不全の診断がされている者
- (6) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

8 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患有する者
- (2) 過去にけいれんの既往のある者
- (3) インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉その他鶏由来の物に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

~~~~~

堺市公告第608号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室平成30年度第3四半期の利用料金

1 簡単に作れるパン&バター教室	1,000円	通年
2 メロンパン教室	1,100円	通年
3 ソーセージ教室	1,400円	通年

4 バター作り教室	500円	通年
5 ハロウィンメロンパン教室	1,300円	10月度
6 おいもアイスクリーム教室	900円	10月度
7 おばけかぼちゃのタルト教室	1,500円	10月度
8 ハロウィン★ポップ教室	1,200円	10月度
9 皮から作るぶたまん教室	1,300円	11月度
10 焼きカレーパン教室	1,300円	11月度
11 紫いものスイートポテトタルト教室	1,500円	11月度
12 クリスマスマフィン教室	1,300円	12月度
13 クリスマスパイ教室	1,100円	12月度
14 クリスマスマロンパン教室	1,300円	12月度
15 クリスマスクッキー教室	1,500円	12月度

堺市公告第609号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

中区深阪一丁2420番1から2420番6まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区深井中町3211番地

泉北ホーム株式会社

代表取締役 山本 隆

堺市公告第610号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

西区上167番1及び167番3から167番10まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市南区檜尾567番地の1

南洲興産株式会社

代表取締役 中原匡盛

~~~~~

堺市公告第611号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年9月28日

堺市長 竹山修身

1 開発区域

東区北野田635番1の一部、635番2の一部、636番2の一部、637番、638番1、638番2、639番、640番1、640番2、641番の一部、642番の一部及び643番1の一部、美原区南余部132番30、132番39、133番1、133番2、133番5及び135番並びに地先水路  
(第二工区)

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市東区北野田626番地

社会医療法人頌徳会

理事長 日野頌三

## 農業委員会告示

堺市農業委員会告示第11号

堺市農業委員会総会を平成30年10月4日（木）午後1時30分に市役所高層館12階農業委員室に招集する。

平成30年9月28日

堺市農業委員会

会長 田中 宏

### [付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他